令和3年度東京都臨海副都心感染症拡大防止事業募集要項

1 目的

この要項は、臨海副都心の開発を推進するにあたり、民間事業者の創意工夫を活用してアフターコロナの新しい日常に必要な設備を早急に充実させ、安心して来訪できる環境づくりを推進するために資する事業を行う民間事業者に対し、予算の範囲内において必要な補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象事業

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関すること

※詳細な補助対象項目等は、別紙「補助対象項目等一覧」を参照してください。

<補助対象外事業>

・「東京都臨海副都心MICE拠点化推進事業」、「東京都臨海副都心おもてなし促進事業」又は「東京都臨海副都心まちづくり推進事業」の補助を受け整備した設備、備品等の更新を伴う事業

3 補助対象者

臨海副都心区域内で上記2の事業を行う民間事業者で、以下の要件を全て満たしている者

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 法令等に違反する事実がないこと。
- (3) 税金の滞納をしていないこと。
- (4) 公的機関等との契約における違反がないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある法人でないこと。
- (6) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する 暴力団でないこと。法人の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員に、 同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当するも のがないこと。

4 補助率

補助対象経費の2分の1

5 補助限度額

1件当たり2千万円を上限として、東京都の予算の範囲内で交付

6 補助対象期間

交付決定の日から令和4年3月31日(木)まで

7 補助対象経費

補助対象期間において生じる以下に掲げる費用(消費税及び地方消費税相当額を控除 した額)で、申請者が申請したもののうち、知事が認めたもの

<対象となる経費>

- (1) 工事費
- (2) 設計費
- (3) 備品購入費 (原則、一件 100,000 円以上)
- (4) 委託料

8 補助要件

申請のあった補助対象事業のうち、書類等を審査し基準を満たすと認められた事業、もしくは選定委員会が優れた事業効果等を有すと評価した事業を、補助事業として決定

- 9 交付申請から補助金交付までの流れ
 - (1) 交付申請
 - ① 本事業に申請する場合は、「交付申請の際に必要となる書類一覧【別紙1】」に記載の書類を東京都に提出してください。

なお、交付申請方法については「11 交付申請受付」を参照してください。

- ② 申請に係る様式は、東京都港湾局のホームページからダウンロードすることができます。
- ③ 申請に当たっては、申請内容について必ず事前にお電話にてご相談ください。ご 来庁の際にはあらかじめご連絡ください。
- ④ 申請は、原則1事業とします。複数事業について申請する場合は、事業ごとに申請を行わなければなりません。
- ⑤ 同一の内容と認められる事業を、重複して申請することはできません。 また、同一の内容について、国や地方公共団体等による他の補助金と重複して申 請することはできません。
- ⑥ 申請を行った時点で、本要項及び東京都臨海副都心感染症拡大防止事業補助要綱 (令和3年3月16日付2港臨誘第410号)の規定を了承したものとみなします。
- ⑦ 提出された申請書類等の著作権は申請者に帰属します。ただし、都は、本事業に 関する公表その他において都が必要と認める用途に用いる場合、申請書類等の一部 又は全部を、将来にわたって無償で使用できるものとします。

なお、提出された申請書類等は返却しません。

⑧ 申請書類等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令

に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工 方法等を使用した結果生じた責任は申請者が負うものとします。

(2) 審査

- ① 都は、申請書類により、不備や違反の有無、事業の内容等を調査のうえ、補助相当であるかを審査し、補助金の交付を行う事業の選定と、適切な補助金額を決定します。
- ② 必要に応じて現地調査を行います。
- ③ 次に掲げる事業は、事業効果等の評価のため、別途設置する選定委員会において、 書面による審査を行います。
 - ア 補助対象項目に合致する項目がないものの、補助対象事業の目的に合致する内容であると認められるもの
 - イ アにかかわらず、事業規模、専門的・技術的見地から総合的に検討を行う必要 があるもの
- ④ 審査規程等、審査に関することは公表しません。
- ⑤ 審査の結果に異議申し立てをすることはできません。また、審査内容についての 説明は行いません。

(3) 交付決定

- ① 都は、選定された事業に対して交付決定を行い、交付決定通知書により通知します。
- ② 交付決定額は、補助額の上限を示すものであり、後述のとおり当該年度分の事業 完了後に実績報告の提出を受け、補助金の額を確定します。
- ③ 選定されなかった事業に対してもその旨通知いたします。
- ④ 選定事業者名及び選定事業内容の概要については、公表いたします。

(4) 実績報告

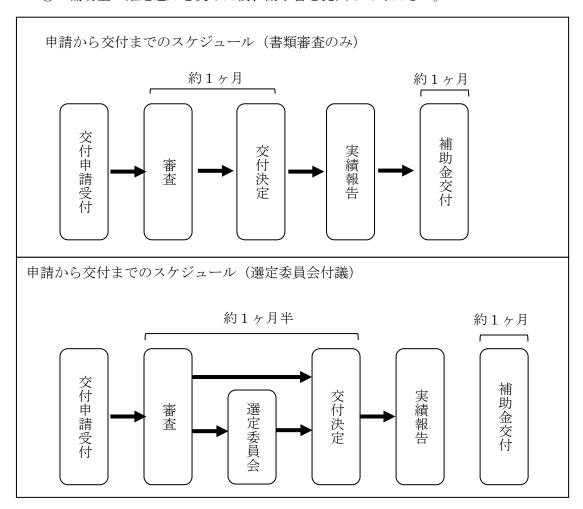
- ① 当該年度分の事業が完了したときは、速やかに「実績報告の際に必要となる書類一覧【別紙2】」に記載の書類を提出してください。実績報告書は、事業が完了した日から30日以内又は令和4年3月31日(木)のいずれか早い日までに提出してください。
- ② 事業完了前にも、事業の進捗、経費の発生状況等を報告していただく場合があります。
- ③ 実績報告に係る様式は、東京都港湾局のホームページからダウンロードできます。

(5) 補助金交付

- ① 都は、実績報告書の審査及び検査を行い、その結果、事業の成果が交付決定の内容とこれに付した条件に適合していると認めたときに交付決定額の範囲内で補助金の交付額を確定し、交付額確定通知書により通知します。
- ② 補助金の確定額は、事業に実際に要した経費のうち補助対象となる経費に交付決定の補助率を乗じて得た額(1千円未満の端数は切り捨て)と交付決定額を比較し、

低い方の額とします。

③ 補助金の確定通知を受けた後、請求書を提出してください。



10 その他の注意事項

(1) 契約について

補助事業に係る契約行為については、「東京都臨海副都心感染症拡大防止事業に係る 契約手続基準」に基づいて処理してください。

(2) 取得財産の管理

- ① 補助事業で取得した財産については、事業完了後においても、善良な管理者としての注意義務及び効果的な運用を義務としてください。
- ② 施設、備品等の取り扱いについては、管理規程、台帳等を作成するとともに、その管理状況を明確にしておいてください。都から状況の報告を求めることがあります。

また、取得財産に当該事業で取得したことを識別できる表示をするなど、他の財産との区別がわかるように管理してください。

③ 取得財産を耐用年数が経過する前に処分する(目的外使用、譲渡、交換、貸付、

担保に供する等)場合、事前に財産処分承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければなりません。(耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」を準用)

- (3) 関係書類の保存及び検査
 - ① 補助事業に係る関係書類及び帳簿類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。
 - ② 東京都が補助事業の運営及び経理等の状況について実地検査を行う場合、これに 応じなければなりません
- (4) 事業効果の公表

補助事業の効果について、事業終了後も把握のうえ公表に努めてください。

(5) 事業実施状況の報告

補助金を交付した日の属する会計年度終了後、事業期間終了まで事業の実施状況及 び効果について報告書を提出してください。

- (6) 計画変更等
 - ① 補助事業の内容を変更しようとするときや事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければなりません。
 - ② 補助金の交付決定を受けた事業者の名称、所在地、代表者を変更した場合は、速やかに変更届出を知事に提出してください。
- (7) 補助金の交付決定の取り消し

以下のいずれかに該当した場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ② 補助金を他の用途に使用したとき。
- ③ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (8) 補助金の返還

以下のいずれかに該当した場合において、すでに補助金が交付されているときは、 補助金の返還を求められる場合があります。

- ① 交付決定を取り消された場合
- ② 補助金によって取得した財産を処分した場合

11 交付申請受付

(1) 受付期間

募集期間内は、随時申請を受け付けて審査します。

※受付時間は平日9時~17時です。

※予算額が上限に達した時点で終了します。

※申請にあたっては事前にご相談ください。

(2) 申請方法

「交付申請の際に必要となる書類一覧」に記載の書類を受付へ御持参ください。 なお、必要書類のうち、事業計画書、資金計画書(根拠資料を含む)、パース(任意) 商業登記電子証明書については、電子メールでの提出も可能です。

【受付場所】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都庁第二本庁舎9階中央 港湾局臨海開発部誘致促進課

<電 話>03-5320-5598 (直通)

<最寄駅>JR線ほか「新宿駅」から徒歩約10分 又は

都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」直結

【別紙1】

交付申請の際に必要となる書類一覧

交付申請書類

区 分	注意事項等	提出部数
【様式第1号】補助金交付申請書		1部
【様式第1号】事業計画書(別 紙1)		1部
【様式第1号】資金・収支計画書(別紙2)		1部
別紙2の根拠となる資料	見積書、積算書、長期収支計画等	1 部

添付書類

区分		注意事項等	提出部数
	納税証明書	○国税及び都税分 【国税分】 法人税、消費税及び地方消費税 ・納税証明書「その3」又は「その3 の3」又は電子納税証明書で提出 【都税分】 法人都民税、法人事業税 ※申請期限までに準備できない場合 は前年度分の納税証明書と直近の領 収書を提出	1 部
	代表者印の印鑑証明書又は 商業登記電子証明	印鑑証明書は発行から3ヶ月以内の もの	1部
	パース(任意)	A3横サイズ	1 部

【別紙2】

交付決定後の変更等の際に必要となる書類一覧

変更等申請書類

区	分	注意事項等	提出部数
【様式第3号】 書・変更届出	変更承認申請	履歴事項全部証明書の写し、代表者の 印鑑証明書(発行から3か月以内のも の)又は商業登記電子証明書を提出	1 部
【様式第4号】 申請書	中止・廃止承認		1 部
【様式第5号】	事故報告書		1 部

交付決定後の契約手続きの際に必要となる書類一覧

契約手続書類

区 分	注意事項等	提出部数
入札経過調書	随意契約の場合不要	1 部
随意契約理由書	入札の場合不要	1 部
別記様式第1号 契約締結報告書		1 部

添付書類

	区		分	注意事項等	提出部数
	契約書、	注文書、	請書等	写しを提出	1 部

【別紙2】

実績報告の際に必要となる書類一覧

実績報告書類

区	分	注意事項等	提出部数
【様式第6号】実績報告書			1 部
【様式第6号】別紙1			1 部
【様式第6号】別紙2事業費網	圣 費 別明細		1 部

口座情報登録書類

区	分	注意事項等	提出部数
支払金口座情報登録依頼書		事業完了後配付	1部

添付書類(事業内容による)

区 分	注意事項等	提出部数
事業実施に係る契約の仕様書(写)		1 部
事業実施に係る契約の契約書又は請書	(写)	1 部
当該年度の契約履行を示す書類(写)	完了届、納品書、 検査書等	1 部
事業実施に関する写真	実施状況がわかるもの	1 部
契約の履行に対する支出関係書類(写	請求書、口座振込受付書 控、領収書	1部
支出に関係する帳簿類(写)	預金通帳、現金出納簿等	1部
取得財産に関係する帳簿類(写)	備品台帳、固定資産台帳等	1 部

令和3年度東京都臨海副都心感染症拡大防止事業 補助対象項目等一覧

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関すること

(1) 非接触対応や三密対策に資する感染症対策

非接触検温などの入場管理強化、換気設備の強化、除菌設備の設置

自動化による非接触対応の充実、施設のレイアウト変更、キャッシュレス決済機器の導入

- (1) 来訪者が自由に出入りできる空間に整備すること
- 【(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に資する整備であること

(2)情報にアクセスしやすい環境を整備し、対面接触の機会を減らす感染症対策

無料Wi-Fi接続環境の向上

- (1) 来訪者が集まる施設等の共用部を対象としていること
- (2) キャリアフリーかつ無料で接続できること
- (3) 利用手続が簡易であること
- (4) 利用手続画面が4カ国語(日、英、中(繁・簡)、韓を標準)以上で整備されていること
- (5) 臨海副都心の観光情報が閲覧可能であること

デジタルサイネージの整備

- (1) 来訪者が集まる施設等の共用部を対象としていること
- (2) 4カ国語(日、英、中(繁・簡)、韓を標準)以上で閲覧が可能であること ※中(繁・簡)、韓については視認性を考慮し一部ピクトグラムでの対応も可
- (3) 感染症対策に資する情報、熱中症予防情報、観光情報等を発信すること
- (4) 緊急・災害時に災害情報等の提供手段として活用できること
- (5)「東京ウォーターフロントシティガイドマップ」と表記の統一がされていること

ホームページでの多言語情報の充実

- (1) 補助事業者が自ら開設するウェブサイトであること
- (2) 既存のものを含め4カ国語(日、英、中(繁・簡)、韓を標準)以上で作成されること
- |(3) 当該施設のパンフレットと表記の統一がされること

多言語館内サインの充実

- (1)「案内サイン標準化指針」に基づき整備されていること
- (2) 日、英、中 (繁・簡)、韓を標準とすること ※中 (繁・簡)、韓については視認性を考慮し一部ピクトグラムでの対応も可
- (3) 東京都版対訳表を基準として翻訳されていること
- (4) 「東京ウォーターフロントシティガイドマップ」と表記が統一されていること
- |(5) 既存のものを改修する場合、来訪者の更なるサービス向上に資すると認められること|

多言語館内放送の充実

- (1) 既存のものを含め4カ国語(日、英、中(繁・簡)、韓を標準)以上で放送されること
- |(2) 既存の施設において、来訪者の更なるサービス向上のために行うものであること

自動案内サービスの整備

- (1)来訪者の更なるサービス向上のために行うものであること
- (2) 日、英、中(繁・簡)、韓を標準とした案内とすること
- (3) 新しい生活様式による「マスク熱中症」のリスクを低減させる感染症対策

熱線再帰反射フィルムの設置、高保水性レンガの設置、庇の設置

ミストシャワーの設置、緑化ベンチの設置

- (1) 来訪者が自由に出入りでき、又は公共交通機関の利用者の用に供する施設又は空間の暑熱環境を緩和する効果を有するものであること
- (2) 来訪者が通行し、休憩し、又はとどまる際の暑熱を緩和することを 主な目的とするものであること
- (3) ミストシャワーについては、当該装置から排出される水の水質が確保されたものに限る